

(参考)

27 回会議の概要

開催日: 2012年4月2日～6日
場 所: パリ
議題
・【議題2】当部会に言及している事項
・【議題3】ステップ8の規格
・【議題4】経済的影響の表明の検討に関するメカニズム
・【議題5】コーデックス各部会のリスク分析政策の見直し
・【議題6】当部会の所掌事項
・【議題7】コーデックス/OIE 共同規格の開発
・【議題8】報告書の配布、長さ及び内容
・【議題9】その他及び将来の作業
・【9a】CCEXEC及びCAC以外の人のコーデックス会議への参加
・【9b】有害物質(contaminants) の定義
・【9c】情報文書の利用
・【9d】一般事項部会と産品部会との間の協力
・次回会合の時期及び場所

(1) 当部会に言及している事項

①コーデックス規格における Proprietary Methods の利用に関する規定

・部会は、CCMASから提案された文書を承認した(endorsed)。

(2) 議題と討議内容

議題	討議内容
(1) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等	【議題3】 ・カナダとオランダを議長国とする EWG は「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検討用として以下の勧告を提出した。 ○勧告1 ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。 ・グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。 ・グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGP に対する特定の勧告は行わない。 ○勧告2 ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。 ○勧告3 ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要がないことに合意した。 ○勧告4 ・部会は、他の部会の懸念事項様式(concern forms)を利用する勧告に注目し、CCR/VDFを含む関係部会から提言を得るよう要請した。 ○勧告5 ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の

	<p>理由によってもステップ8にとどめることも認識した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、部会は、進行手続き(Elaboration Procedure)を改正しないことに合意した。 <p>○勧告6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、地域単位(regional basis)で規格を採択することは解決にならないことに合意した。 <p>○勧告7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。 <p>部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。</p>
<p>(2) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式</p>	<p>【議題4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWGの議長国であるマレーシアは、参加国が少なかったことを説明しつつ、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ4と7に経済的影響を扱うことに関する記述を追加する提案を行った。 ・日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められていること、また、議長が経済的影響を会議内で考慮すべき旨PMにて既に規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘し、日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。 ・一方、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。 ・議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。 ・この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデックスの規定が必要かどうかを検討することとした。
<p>(3) 「コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討」</p>	<p>【議題5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義と各部会が作成した「リスク分析の原則」のレビューの状況が各部会により報告された。 <ul style="list-style-type: none"> (a) PMの”Hazard”の用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・CCNFSDU, CCFH, CCFA, CCCF, CCPR及びCCRVDFは一致して、「ハザード」の定義を改正する必要はないとしたため、部会はこの問題についてこれ以上議論する必要はないと決定した。 (b) 再検討の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、CCNFSDUが原則は2009年に採択されたばかりであり改正する必要がないと合意したことを説明(note)した。 ・部会は、CCFHの改正リスク分析原則を承認した。 ・部会は、CCFA及びCCCFの分離したリスク分析原則を承認した。また、「委員会によって承認されたように(“as approved by the Commission”）」の用語は両文書にpara.1として残されるべきことを決定した。 ・部会は、CCFAが飼料についての改正はCCFAの作業にとって適切でないと合意したこと及びCCCFがその原則に飼料をとりこんでいることを説明した。 ・部会は、CCCFが有害物質の定義の改正を提案し、CCGPに承認を求めていることを説明した。 ・部会は、CCPR及びCCRVDFがリスク分析原則を現在見直していること、また、この見直しには飼料への原則適用の可能性と Working Principles for Risk Analysis との適合性が含まれていることを説明した。
<p>(4) 「一般原則部会の付託事項(Terms of Reference)の修正案」</p>	<p>【議題6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む複数の国は、PMにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、CCGPの付託事項から削除することが適当であり、個別的作業を付託事項に残すことで、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。 ・一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシア

	<p>を含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の結果、コンセンサスが得られなかったため、部会は、現在は TOR を変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正 TOR の議論を継続することを決定した。
<p>(5) 「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」</p>	<p>【議題7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OIE は、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順の差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法 (mutual recognition) を探っていきたいと提案した。 ・この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIE から提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。 ・複数の国から、PM には規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。 ・議論の結果、カナダを座長とし、以下の項目を委任した EWG を設置し、その中で両機関の規格を相互に参照し合うためのガイダンスを提案し次回会合で検討することに合意した。 <ul style="list-style-type: none"> (1)互いに関心のある開発についての協力の約束の確認 (2)コーデックス及びOIEのマネートと手続きの尊重 (3)オープンで透明性のある手続きの約束 ・また、次回会合に先立ち、OIE の支援の下で本件に関する PWG を開催することも合意された。
<p>(6) 「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」</p>	<p>【議題8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会合では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。 ・一方、事務局はたとえ一つの言語であっても、なるべく早く文書を配布することが重要との認識を示した。 ・翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。 ・一方、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を 5 月まで開催していることから、7 月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。 ・事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示すること、また、国際植物防疫条約 (IPPC) の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。 ・また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。
<p>(7) その他及び将来の作業 (CCEXEC 及び CAC 以外の人のコーデックス会議への参加)</p>	<p>【議題9a】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダより、コーデックス議長及び副議長が総会や執行委員会以外の部会等に出席する際の参加資格を明確化し、それを目的としてコーデックス委員会内に組織 (bureau) を発足する可能性について検討するための新規作業が提案された。 ・FAO事務局 (法務コンサルタント) は、コーデックス議長及び副議長は総会、執行委員会以外での役割は規定されておらず、他の部会等では通常国の代表団の一人として参加するとの認識を示した。また、新しい組織の発足には、その機能、他の組織との関係性、監査、報告の義務等を含めて、コストのかかる複雑な問題があり、特に FAO、WHO との関係性から、これらが解決されない段階で、何かを代表する役割の新組織を発足させる提案には同意できないだろうと述べた。 ・カナダは、新組織の発足は、むしろ部会等における議長や副議長の役割を明らかにする目的に限定した提案で、外部に向けて何かを代表する役割を想定したものではないと回答した。カナダがこれら議論の結果を含め、より提案を明確化した文書を次回会合までに用意することで合意された。

<p>(8) その他及び将来の 作業 (有害物質 (contaminants) の 定義)</p>	<p>【議題9b】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品における有害物質部会は飼料添加物/飼料添加物の残留を考慮し、次のような「有害物質」の定義の改正を行った。 “Contaminant means any substance not intentionally added to food <i>or feed</i> for food producing animals, which is present in such food or feed as a result of the production (including operations carried out in crop husbandry, animal husbandry and veterinary medicine), manufacture, processing, preparation, treatment, packing, packaging, transport or holding of such food <i>or feed</i>, or as a result of environmental contamination. The term does not include insect fragments, rodent hairs and other extraneous matter.” 部会は、この改正は手続きマニュアルの有害物質の一般的定義に影響を及ぼすことを指摘した。 いくつかの議論の後、部会は、食品における有害物質部会による有害物質の定義の改正を承認(endorse)した。
<p>(9) その他及び将来の 作業 (情報文書の利用)</p>	<p>【議題9c】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会は、食品における有害物質部会から異なるリスク評価のオプションに照らしたリスク管理のオプションのガイダンスに関する文書を考慮、していること、また、これは部会にとっても政府にとっても有益なガイダンスを含んでいるが、政府に対する手続きマニュアルに統合されたり、コーデックス文書に発展されるべきものではないと思うとの報告を受けているとした。 従って、CCCFはこの文書をさらなる参考のための文書として登録し(append)、CCGPに対してコーデックスシステムの中で、この文書や同様の文書を提供(入手可能とする)方法を開発するよう要請してきている。 議論の結果、米国を座長とした EWG を立ち上げ、このような文書の利用可能性の向上や、選別の方法について検討することが合意された。
<p>(10) その他及び将来の 作業 (一般事項部会と 産品部会との間の 協力)</p>	<p>【議題9d】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般問題部会が、個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと(具体的には魚類・水産製品部会(CCFPP)が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会(CCFH)が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した)から、ノルウェーがより効率的な作業と重複を防止することを目的とした新規作業を提案した。 本部会では、PMにおける具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、ノルウェーが検討文書を作成して次回の会合で議論することが合意された。

CODEX「一般原則部会」の報告書とりまとめ

(主催国：フランス(パリ))

○CODEX 総会および CCGP（一般原則部会）の開催状況（2003 年以降）

開催年	CODEX 総会 開催月日	CCGP 部会 開催月日	備考
2003 年		第 18 回会議(4 月 7 日～4 月 11 日)	
	第 26 回総会(6 月 30 日～7 月 7 日)		
		第 19 回会議(11 月 17 日～11 月 21 日)	
2004 年		第 20 回会議(5 月 3 日～5 月 7 日)	
	第 27 回総会(6 月 28 日～7 月 3 日)		
		第 21 回会議(11 月 8 日～11 月 12 日)	
2005 年		第 22 回会議(4 月 11 日～4 月 15 日)	
	第 28 回総会(7 月 4 日～7 月 9 日)		
2006 年		第 23 回会議(4 月 10 日～4 月 14 日)	
	第 29 回総会(7 月 3 日～7 月 7 日)		
2007 年		第 24 回会議(4 月 2 日～4 月 6 日)	
	第 30 回総会(7 月 2 日～7 月 7 日)		
2008 年	第 31 回総会(6 月 30 日～7 月 4 日)		
2009 年		第 25 回会議(3 月 30 日～4 月 3 日)	
	第 32 回総会(6 月 29 日～7 月 4 日)		
2010 年		第 26 回会議(4 月 12 日～4 月 16 日)	
	第 33 回総会(7 月 5 日～7 月 9 日)		
2011 年			
	第 34 回総会(7 月 4 日～7 月 9 日)		
2012 年		第 27 回会議(4 月 2 日～4 月 6 日)	
	第 35 回総会(7 月 2 日～7 月 7 日)		
2013 年			
	第 36 回総会(7 月 1 日～7 月 5 日)		
2014 年		第 28 回会議(4 月 予定)	

I. 委託事項

食品規格委員会が当部会に委託している手続き並びに一般的な事項を取り扱う。
それらの事項としては、次のものが含まれる。

- (1) 食品規格の目的及び範囲、食品規格の性質及び各国による食品規格の採択の様式を定義する一般原則の制定
- (2) 規格部会に対するガイドラインの開発
- (3) 個別規格または規格の規定が有する経済上の可能性ある意義に関して、各国政府から提出された経済的衝撃の声明を検討する機構の開発
- (4) 食品の国際貿易に関する倫理規範の制定

II. これまでの重要決定事項

<第 18 回会議関係>

- (1) Definitions of Risk Analysis Terms Related to Food Safety(フードセーフティーに関連するリスクアナリシス用語の定義) (1997 年、1999 年一部改訂)
- (2) 「The Code of Ethics for International Trade in Foods(食品の国際貿易に関する倫理規範) (1979 年、1985 年改訂)
- (3) 「The Statements of Principle on the Role of Science and the Extent to which Other Factors are taken into account(科学の役割及びその他考慮すべき事項に関する原則) (1995 年採択)
- (4) 「地域経済統合機関の加盟資格」に関わる手続き規程の改定案を第 26 回総会へ提出することに合意した。主な改訂点は以下のとおり。(ALINORM O3/33A APPENDIX III、添付資料参照)
 - i 現行手続き規程のルール I 3 をルール I 4 とし、新たに以下のルール I 3 を追加する。
"Membership shall also comprise regional economic integration organization members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission"
 - ii 現行手続き規程のルール II をルール III とし、新たに 8 つの条文から成るルール II (加盟組織) を追加する。
- (5) 「コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則素案」を Step8 に進めることに合意した。(ALINORM O3/33A APPENDIX IV)

<第 19 回会議関係>

- (1) 手続き規程のルール IV 「執行委員会」とルール X II 「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置) の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX II)
- (2) 戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実施等が決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。本改訂案では現行パート 1 がパート 3 に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート 1 (戦略的計画の策定) 及びパート 2 (作業評価評 1 面) が追加された。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX III)
- (3) 議長の選定基準を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX IV)
- (4) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の主催国に対するガイドライン案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX VI)
- (5) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の議長に対するガイドライン案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX VII)

<第 20 回会議関係>

- (1) 手続規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。
(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)
(注)第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。
- (2) 「トレーザビリティ・プロダクト・トレーシング」の提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)
(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。
- (3) 手続規則のなかの「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。

<第 21 回会議関係>

- (1) 「作業の優先順位確立に関わる規準の改訂案」については、総会での採択を求めるととなり、さらに今後の進め方を確認することとなった。
(注)第 28 回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。
- (2) 「物理的作業部会及び電子的作業部会のガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めるとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。
- (3) 「CAC の活動における国際非政府機関の参加に関する原則改訂案」の内容について検討し、総会での採択を求めるとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。
- (4) 「国際的政府機関との協力に関するガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めるとなった。
(注)第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。
- (5) 「議長選出に関する手続き規則改正案」の内容について検討し、総会での採択を求めるとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。

<第 22 回会議関係>

- (1) 「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第 28 回総会での採択を求めるとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。
- (2) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について議論した結果、現在の定義のまま変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。
- (3) 「執行委員会のメンバーの任期に関する手続き規則の改訂案」に関する新規作業に着手することを承認するよう次回総会に求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。

<第 23 回会議関係>

- (1) 「手続きマニュアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定について検討され、メンバーの任期は選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文については第 29 回総会に採択を求めることが合意された。
(注)第 29 回総会にて改訂条文は承認された。
- (2) 「手続きマニュアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めるとなった。
(注)第 29 回総会で改訂案は承認された。
- (3) 「コーデックス規格の一般原則」の見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代

わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 29 回総会で検討の結果、CCGP に差し戻して再検討することとなった。

- (4) 「コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する用語“暫定措置(interim)”の検討」については、“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 29 回総会にて承認された。

<第 24 回会議関係>

- (1) 2006 年 9 月にベルギーにおいて開催された WG が作成した、「加盟国向けの食品安全のためのリスク分析に関する作業原則原案」について詳細に検討され、修正された作業原則原案が Step 5 として承認され、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意された。

(注)2007 年 7 月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

- (2) コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。最終的に "Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission" のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。

(注)総会で承認された。

- (3) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案については、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があり、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。

- (4) 食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。

- (5) CCMAS が完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" について検討し、承認された。GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織された CCFCA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認された。

(注)総会にて承認された。

- (6) 第 23 回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。

- (7) 前回の会議において「コーデックス食品規格の一般原則」の改訂案を委員会に提案することが合意され、第 29 回委員会総会にて検討されたが、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、委員会は当部会に差し戻すことに合意した。マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。

<第 25 回会議関係>

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂原案について検討され、タイトルを「CODE OF ETHICS FOR INTERNATIONAL TRADE IN FOOD INCLUDING CONCESSIONAL AND FOOD AID TRANSACTIONS」とし、第 2 条スコープに無償取引や食料援助に関する記述を追加し、第 3 条原則に賞味期間に関する記述を追加し、第 4 条のタイトルを変更し、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り輸出国の法律も満たすべきであること等の変更を加え、改訂案として第 32 回総会へ

Step5/8 で提案することに合意した。

しかしながら、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、チュニジア、ウルグアイは迅速ステップの扱いにはコンセンサスが得られていないとして留保した。

- (2) 日本から 2005 年の受諾手順の廃止に伴う CCGP の付託事項の見直しの提案があり、第 2 センテンスの削除について討議した。

その結果、部会は以下のように付託事項の第 2 センテンスを削除することを総会に提案することに合意した。

なお、マレーシアはこの決定に異議を表明した。

Terms of Reference

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission.

~~Such matters have included the establishment of the General Principles which define the purpose and scope of the Codex Alimentarius, the nature of Codex standards and the forms of acceptance by countries of Codex standards; the development of Guidelines for Codex Committees; the development of a mechanism for examining any economic impact statements submitted by governments concerning possible implications for their economies of some of the individual standards or some of the provisions thereof; the establishment of a Code of Ethics for the International Trade in Food.~~

- (3) 日本から提案のあった手続きマニュアルの付属書「STATEMENTS OF PRINCIPLE CONCERNING THE ROLE OF SCIENCE IN THE CODEX DECISION-MAKING PROCESS AND THE EXTENT TO WHICH OTHER FACTORS ARE TAKEN INTO ACCOUNT」のなかの“受諾”の用語の使用の見直しについて検討した。各国代表団からは”受諾”の用語の見直しは不要、この付属書の訂正は不要等の意見が出され、部会は、当該付属書の改訂は行わず、第 4 項に対して受諾手続きは 2005 年に撤廃されたとの注釈を脚注に加えるよう総会に提案することで合意した。
- (4) 部会はニュージーランドと英国が作成した“risk-based”若しくは“based on risk assessment”の用語の定義の必要性等に関する資料について検討し、この資料での指摘事項は現在及び今後の委員会の作業において心に留めるべきであるということに合意し、この資料については作業を継続しないことに合意した。
- (5) 第 3 1 回コーデックス委員会においてブラジルからコーデックスの様々な活討の結果、第 25 回 CCGP の会議において事務局が作成した途上国のコーデックスの委員会、部会、タスクフォース、ワーキンググループへの参加状況とその改善策を検討することとなり、今回、事務局の作成したデータについて検討し、8 つの改善策 (Step 3 と 6 における書面コメントの活用、年間の会合開催回数削減、テレビ会議の導入等) に関して様々な意見を交換した。
部会は更なる討議のために、これまでの検討内容を総会に報告することに合意した。

< 第 26 回会議関係 >

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂案に以下の修正を加えて Step8 とし、第 33 回総会(2010 年 7 月)での最終採択を諮ることで合意した。【議題 3】 (第 3 3 回総会で採択された。)

① Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。

② Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。

③ Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。

④ また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。

⑤ Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。

・ 開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。

・ 本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと

- (2) 「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。【議題4】
- (3) 「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。
また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。【議題5】
- (4) 「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。【議題6】
- ・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
 - ・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと
- (5) 「一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。【議題7】
- ①より正確になるよう第一文に加筆し
 - ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し
 - ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する
また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。
- (6) 「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。【議題8】
- (7) 「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることによって合意した。
また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。【議題9】
- (8) 「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。【議題10】
- (9) 手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。【議題11】
- (10) その他の事項及び今後の作業として以下の2項目について討議された。【議題12】
- ① ステップ8で保留されたコーデックス規格案等
コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多く

の国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

②経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

<第27回会議関係>

(1)「ステップ8で保留されたコーデックス規格案」【議題3】

カナダとオランダを議長国とするEWGは「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検討用として以下の勧告を提出した。

○勧告1

- ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。
 - ・グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。
 - ・グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGPに対する特定の勧告は行わない。

○勧告2

- ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。

○勧告3

- ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要がないことに合意した。

○勧告4

- ・部会は、他の部会の懸念事項様式(concernforms)を利用する勧告に注目し、CCRVDFを含む関係部会から提言を得るよう要請した。

○勧告5

- ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の理由によってもステップ8にとどめることも認識した。
- ・従って、部会は、進行手続き(Elaboration Procedure)を改正しないことに合意した。

○勧告6

- ・部会は、地域単位(regional basis)で規格を採択することは解決にならないことに合意した。

○勧告7

- ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。

(2)「経済的影響に関する申し立てを検証するメカニズム」【議題4】

議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。

この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデ、ツクスの規定が必要かどうかを検討することとした。

(3)「コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討」【議題5】

用語の定義と各部会が作成した「リスク分析の原則」のレビューの状況が各部会により報告された。

(a) PMの”Hazard”の用語の定義

- ・CCNFSDU, CCFH, CCFA, CCCF, CCPR及びCCRVDFは一致して、「ハザード」の定義を改正する必要はないとしたため、部会はこの問題についてこれ以上議論する必要はないと決定した。

(b) 再検討の状況

- ・部会は、CCNFSDUが原則は2009年に採択されたばかりであり改正する必要はないと合意したことを説明(note)した。

- ・部会は、CCFHの改正リスク分析原則を承認した。
- ・部会は、CCFA及びCCCFの分離したリスク分析原則を承認した。また、「委員会によって承認されたように(“as approved by the Commission”）」の用語は両文書にpara.1として残されるべきことを決定した。
- ・部会は、CCFAが飼料についての改正はCCFAの作業にとって適切でないに合意したこと及びCCCFがその原則に飼料をとりこんでいることを説明した。
- ・部会は、CCCFが有害物質の定義の改正を提案し、CCGPに承認を求めていることを説明した。
- ・部会は、CCPR及びCCRVDFがリスク分析原則を現在見直していること、また、この見直しには飼料への原則適用の可能性とWorking Principles for Risk Analysisとの適合性が含まれていることを説明した。

(4)「一般原則部会の付託事項(Terms of Reference)の修正案」【議題6】

部会は、改正所掌事項(TOR)において経済的インパクトの言及(statement)に関するパラがブラケットになっており、コメントを求めていることについて注意を促した。

いろいろな意見が出されたが、コンセンサスが得られなかったため、部会はTORを変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正TORの議論を継続することを決定した。

(5)「コーデックスと国際獣疫事務局(OIE)の合同規格の策定」【議題7】

部会は、次のようなマンドートでカナダを議長とする電子作業グループを設置することに合意した。

- (1)互いに関心のある開発についての協力の約束の確認、
- (2)コーデックス及びOIEのマンドートと手続きの尊重
- (3)オープンで透明性のある手続きの約束

また、作業グループは、各々の機関が取ってきたあるいは取りつつある関係の作業がよりよく考慮でき、かつ、互いの機関の規格やガイダンスを矛盾なく考慮する手段を特定するためのガイダンスを提案する。

また、作業グループも設置し、次回のCCGPの会合以前に開催することが合意された。

(6)「文書の回付、報告書の長さ及び内容」【議題8】

特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが本会合で問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明されが、事務局はたとえ一つの言語であっても、文書配布をなるべく早くすることが重要との認識を示した。

その結果、翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。

また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。

(7)「その他の事項及び今後の作業」【議題9】

(a) 総会、執行委員会以外でのコーデックス役員(officer)の参加資格の明確化について

- ・カナダより、コーデックス議長及び副議長が総会や執行委員会以外の部会等に出席する際の参加資格を明確化し、それを目的としてコーデックス委員会内に組織(bureau)を発足する可能性について検討するための新規作業が提案された。
- ・FAO事務局(法務コンサルタント)は、コーデックス議長及び副議長は総会、執行委員会以外での役割は規定されておらず、他の部会等では通常国の代表団の一人として参加するとの認識を示した。また、新しい組織の発足には、その機能、他の組織との関係性、監査、報告の義務等を含めて、コストのかかる複雑な問題があり、特にFAO、WHOとの関係性から、これらが解決されない段階で、何かを代表する役割の新組織を発足させる提案には同意できないだろうと述べた。
- ・カナダは、新組織の発足は、むしろ部会等における議長や副議長の役割を明らかにする目的に限定した提案で、外部に向けて何かを代表する役割を想定したものではないと回答した。カナダがこれら議論の結果を含め、より提案を明確化した文書を次回会合までに用意することで合意された。

(b) 有害物質(contaminants)の定義

- ・食品における有害物質部会は飼料添加物/飼料添加物の残留を考慮し、次のような「有害物質」の定義の改正を行った。

“Contaminant means any substance not intentionally added to food *or feed* for food producing animals, which is present in such food or feed as a result of the production (including operations carried out in crop husbandry, animal husbandry and veterinary medicine), manufacture, processing, preparation, treatment, packing, packaging, transport or holding of such food *or feed*, or as a result of environmental contamination. The term does not include insect fragments, rodent hairs and other extraneous matter.”

- ・部会は、この改正は手続きマニュアルの有害物質の一般的定義に影響を及ぼすことを指摘した。
- ・いくつかの議論の後、部会は、食品における有害物質部会による有害物質の定義の改正を承認

(endorse)した。

(c)コーデックス関連情報をコーデックスシステム内で提供する方法の検討について

- 部会は、食品における有害物質部会から異なるリスク評価のオプションに照らしたリスク管理のオプションのガイダンスに関する文書を考慮、していること、また、これは部会にとっても政府にとっても有益なガイダンスを含んでいるが、政府に対する手続きマニュアルに統合されたり、コーデックス文書に発展されるべきものではないと思うとの報告を受けているとした。
- 従って、CCCFはこの文書をさらなる参考のための文書として登録し(append)、CCGPに対してコーデックスシステムの中で、この文書や同様の文書を提供(入手可能と)する方法を開発するよう要請してきている。
- 議論の結果、米国を座長としたEWGを立ち上げ、このような文書の利用可能性の向上や、選別の方法について検討することが合意された。

(d)一般問題部会と個別食品部会の協調について

- 一般問題部会が、個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと(具体的には魚類・水産製品部会(CCFPP)が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会(CCFH)が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した)から、ノルウェーがより効率的な作業と重複を防止することを目的とした新規作業を提案した。
- 本部会では、PMにおける具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、ノルウェーが検討文書を作成して次回の会合で議論することが合意された。

Ⅲ. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 等

○第 18 回会議(2003 年 4 月 : H15)

- (1)CCMS から提案された「クライテリアアプローチを用いる分析方法の選定に関する一般基準」及び「コーデックス分析方法の構築に関する原則」の改訂を承諾した。(ALINORM03/33A APPENDIX II)

○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16)

- (1) CCMAS から付託された「単一試験書による妥当性確認」及び「コーデックスで用いる分析用語修正案」、「コーデックス規格及び関連文書の作成手順」の修正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX II)
(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。

○第 21 回会議(2004 年 11 月 : H16)

- (1)事務局作成資料に基づいて、第 27 回コーデックス総会の決議事項及び付託事項の説明があった。特に、コンセンサスの定義の作成や関係する Procedural Manual の改訂について議論を行い、結果、新たな作業として取り上げないことを合意した。

- (2)CCFAC からの付託事項の内、Draft Risk Analysis Principle Applied by the CCFAC については、マレーシアなどから文章の修正要求が出され、CCGP のその他の規則などとの整合を可能な限り図るという権限において、内容の現行を伴う修正が適当かどうか、文書を修正した場合に CCFAC に戻すかどうかの議論を行い、結果、すでに採択済みの Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius との整合を図る観点から、複数の文章を修正し、Codex 総会に Step 8 として採択するよう勧告することを合意した。

なお、この Text については他の部会に影響を及ぼすようなひな形には必ずしもしない点を確認した。

(注)第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

- (3)もう一つの付託事項の Draft CCFAC Policy for Exposure Assessment of Contaminants and Toxins in Food or Food Groups については、一文句の修正を行い、Codex 総会に Step 8 として採択を勧告することを合意した。

(注)第 28 回総会で承認された。

○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18)

- (1)分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

- (2)2005 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。

(注)第 29 回総会では一部修正されて承認された。

- (3)食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意されたが、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。

- (4)残留農薬部会(CCPR)が作成した「JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改訂案」の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)

- (1)EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討され、役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

(2)コーデックス食品規格の汚染物質に関するセクション中に食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)を参照すべし、との文言を記述する件については CCFAC が提案した標準文章が承認された。

○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)

(1)分析・サンプリング部会 (CCMAS) から提案された「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン案」の作業の終了に伴う手続きマニュアルの修正、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) から提案された「CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案」について承認された。

(2)ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) からの提案については、コーデックス手続きマニュアルにおける、手続き規則「第 10 記録と報告」の第 1 項と、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフは矛盾せず、補完的な役割を果たしていることを確認した。

(3)執行委員会 (CCEXEC) に対し、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフについても、必要な修正を加えて手続きマニュアルに掲載することを推奨することで合意した。

○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)

(1)食品衛生部会から付託された「食品衛生部会に適用されるリスク分析の原則及び手続き」原案は、本体と付属文書との間に重複があることについて議論されたが、特に修正することなく承認された。

(2)「個別食品規格の様式」(手続きマニュアル)中の食品添加物の項の修正案についても承認された。

○第 27 回会議(2012 年 4 月 : H24)

(1)「コーデックス規格における Proprietary Methods の利用に関する規定」に関し、部会は、CCMAS から提案された文書を承認した (endorsed)。

IV. 近年作業が完了した議題と現在検討中の規格等

1. 近年作業が完了した議題と経緯

作業完了議題	各国の対応
<p>(1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案</p>	<p>消費者の健康保護及び公正な貿易の確保に配慮するとともに、必要に応じて予防処置を執りうることなどが盛り込まれた作業原則案 ○第18回会議(2003年4月:H15) ・第24回コーデックス総会(01年)において、「リスク分析のための作業原則」(リスク分析の目的、適用範囲などを規定)については、03年までにコーデックス内部向けの作業原則をまず完成することとなった。 ・その後、鋭意作業が進められ、主要な対立点はすべて解消し、02年の執行委員会でStep 5に進められた。 ・議論の結果、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8として、26回CAC(03年6月)総会に進めることが合意された。 (注)第26回CAC総会において採択された。</p>
<p>(2) 地域経済統合機関の加盟問題について</p>	<p>○第18回会議(2003年4月:H15) ・EC等地域経済統合期間の加盟問題については、02年の一般原則部会で様々な疑念が呈されたため、FAO憲章・法律事項部会が検討を行いその報告書が出された。 ・今次部会では、当学報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案について議論された。 ・米国から、「メンバー期間と加盟国はその権限の範囲内で議論に参加する」等の修正提案がなされたが、EU諸国から「このような最終時点での修正提案は理解できない」等の反対意見が相次いだ。 ・結局、米国提案は採用されない形で手続き規定の改訂案を第26回総会へ提出することに合意した。 ・主な改訂点は以下のとおり ・現行手続き規定のルール I3 をルール I4 とし、新たに以下のルール I3 を追加する。 ・"Membership shall also comprise regional economic integrations members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission". ・現行手続き規定のルール III とし、新たに8つの条文からなるルール II(加盟組織)を追加する。</p>
<p>(3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案</p>	<p>○第18回会議(2003年4月:H15) ・加盟国向けの原則についても、コーデックス向けに引き続いて作成することとされ、02年の執行委員会で新規作業として承認された。 ・提示されている事務局案は、コーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた原則案となっている。 ・議論の進め方については以下のような意見があった。 ・各国向けの原則案については、コーデックス向けをベースにした本原案の検討を進めるべき(EU諸国、カナダ) ・各国政府がリスク分析を適用する際にもっと有用なガイダンスを作成すべき。(米国、豪州) ・一般的な原則を作成することとして、必要に応じてガイダンスを作成すべき。(ノルウェー、日本) (予防措置) ・予防措置については、重要なリスク管理の選択肢の一つであるとの共通認識であった。 ・以下の点について対立があった。 ・各国が予防措置を適用するためのガイドラインを作成すべき(EUほか欧州諸国) ・予防の概念はSPS協定にすでに規定されているため、ガイドラインを作成する必要性がない。(米、南米諸国等) (ワーキンググループ) ・コーデックスで検討するためのワーキンググループの設置の必要性に</p>

作業完了議題	各国の対応
	<p>についても議論となったが、開発途上国の参加がない(米、南米諸国等)等の理由から設置は見送られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結局、原案は Step 2 に差し戻しとなり、今回の議論や今後の各国からのコメントを踏まえ、他の部会などで検討している関係作業との重複を避けるとともに、FAO や WHO で行われているリスク分析の実用的な適用を含めた作業の検証を行いつつ、事務局が原案を修正することとなった。 <p>○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Step 3 に差し戻ることが合意された。 <p>○第 22 回会議(2005 年 4 月 : H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国を座長、マレーシアとモロッコを副座長とする作業部会を設置してさらに審議することとなり、Step 2/3 に戻されることになった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18)</p> <p>ニュージーランドが再検討し、次回会議まで検討を延期することとなった。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細に検討され、修正された作業原則原案が Step 5 として承認され、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意された。 <p>(注)・2007 年 7 月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。
(4) トレーサビリティ/ プロダクト・トレー シング(TR/PT)の検 討	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月 : H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・02 年の本部会で検討がなされたが、リスク管理の視点から優先的に議論をすべき、他の目的(消費者への情報提供等)の視点からも併せて議論すべき、との意見が対立した。 ・このため、事務局がディスカッション・ペーパーを作成し、今次部会ではこれを基に以下のような議論がなされた。 <p>(1)定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義、ガイドラインの作成を行うべきである(EU 諸国) ・まずは、定義の作成を行うべきである(日本) ・定義の作成に限定すべきである(南ア、インドネシア) ・定義の作成は疑問(米国、豪州、南米諸国等) <p>(2)検討の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性の視点から検討すべきである(米国、豪州、NZ、南諸国等) ・食品の安全性と消費者への情報提供などの両面から検討すべき(日本、EU 諸国等) <p>(3)検討の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般原則部会が、他の部会の動向も踏まえつつ主体的に検討を進めるべきである(日本、EU 諸国等) ・すでに、トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングについて WG が設置されている食品輸出入検査証明システム部会(CCFICS)の作業を支持(米国、豪州、南米諸国等) <ul style="list-style-type: none"> ・このほか、実地可能性やコスト便益について考慮する必要性について開発途上国から強調がなされた。 ・結局、フランスがゴードィネートする E-メールを利用した WG を設置して定義に関する検討を行い、次回会合で検討することとなった。 <p>○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV) <p>(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。</p>
(5) 国際政府間機関との 協力のためのガイド ライン	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月 : H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本作業は、第 24 回総会で開始が決定され、これを受けて事務局が手続きマニュアルにあるコーデックス基準などの作成のための統一手続きの改正案を作成した。 ・02 年の本部会での議論の結果、手続きマニュアルの改訂ではなく、新

作業完了議題	各国の対応
	<p>たなガイドラインの作成を行うこととされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今次会部会では、事務局が作成したガイドライン案を基に議論がなされた。 ・同ガイドライン案は、以下の3パターンに分けて、各種手続きなどが定められたものとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ①他の機関との共同企画などの策定 ②他の機関をコーデックスの機関と見なして、コーデックス規格などの策定 ③コーデックス企画などの原案作成段階での実質的な協力 ・多くの国から、以下のような提案がなされたが、時間的制約から十分に議論することができなかつたため、今回の議論を踏まえフランス事務局が修正案を提示し、次回会合でさらに検討することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ②はコーデックスの権限を他に委譲することから不適切であり、また、③はすでに事実上行われているものがあり、このガイドラインにあえて盛り込む必要はない。以上の理由から①のみをベースに検討すべきである。 <p>○第20回会議(2004年5月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議において検討することとなった。 <p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格素案を作成できる協力国際政府機関について、SPS協定機関に限定しようとする開発途上国と先進国の議論となり、結局、限定しない方向で修正し、総会に諮ることとなった。 ・日本からは以下の4点について発言を行い、修正に反映された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの構成 ・協力対象機関の要件 ・協力対象機関の範囲 ・OIEとの協力の現状 <p>(注)第28回総会では一部字句の修正を施し、承認された。</p>
<p>(6) 手続き規程ルールの改訂案</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き規程のルールIV「執行委員会」とルールXII「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第27回CAC総会に提出することに合意した。(ALLINORM04/27/33 APPENDIX II) <p>(注)第27回CAC総会において出席国数が定足数を満たさなかつたため、次回総会に先送りとなった。</p>
<p>(7) コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の現地などが決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第27回CAC総会に提出することに合意した。 ・本改訂案では現行パート1がパート3に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート1(戦略的計画の策定)及びパート2(作業評価)が追加された。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III) <p>(注)第27回CAC総会において採択された。</p>
<p>(8) 議長の選定基準案</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長の選定基準案を第27回CAC総会に提出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI) <p>(注)第27回CAC総会において採択された。</p>
<p>(9) 「作業優先順位の作成に関する判断基準」の改訂</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに検討することになった。 <p>○第21回会議(2004年11月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOからの要求の可能性等を想定して「国際政府間機関からの提案」を基準策定の優先基準に追加する修正がされたが、マレーシア、アルゼンチンが留保を表明した。 ・現在、コーデックス委員会の構成や委託事項等の見直しがされていることから、これを待つて作業優先順位確立に係る規程改定を行うべきとの意見があり、総会に対し、修正案を採択すべきか保留すべきか、今後の進め方に関する意見を求めることとなった。 <p>(注)第28回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成</p>

作業完了議題	各国の対応
	や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。
<p>(10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」</p>	<p>○第19回会議(2003年11月:H15) ・各国のコメントを踏まえて改訂し、次回会議でさらに検討することになった。</p> <p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・物理的ワーキンググループについて ・透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び3つの公用語訳をつけること等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。</p> <p>・電子的ワーキンググループについて ・物理的ワーキンググループと同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行うべきこと等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。</p> <p>(注)第28回総会にて採択された。</p>
<p>(11) CACの活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・次回会議にて検討することとなった。</p> <p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・INGOより、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出された。 ・各国からは、参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出され、修正し、総会に諮ることとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。</p> <p>(注)第28回総会にて採択された。</p>
<p>(12) 手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・改正案を第27回CAC総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III) (注)第27回CAC総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。</p>
<p>(13) 手続規則の規則 IV.1の「代表」についての解釈</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・執行委員会の構成メンバーでは、7つの地域より1ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの2ヶ国のみであることから、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域としての代表が不在となる可能性がある。 ・FAO法務部の代表は、議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解しうる旨説明した。 ・しかし、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張した。 ・本件は、今後総会に助言を求めることとなった。</p>
<p>(14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討</p>	<p>○第21回会議(2004年11月:H16) ・ウェブによる中継、ヒアリング会場の設定などの案についてコストを中心に事務局より説明があり、最も安い方法を事務局で模索することとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。 ・最終的に“Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission”のセクション6の第1項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション3及び4の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。 (注)総会で承認された。</p>

作業完了議題	各国の対応
(15) 正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討	○第21回会議(2004年11月:H16) ・評価レポートでは、代表団のチーフについて問題点が指摘されているが、規則の修正案では、代表団の構成員が発言する場合の手続きとなっており、解決策となっていないとの指摘がなされた。 ・しかし、事務局より、現在部会のガイドラインに書かれている原則を総会にも定めるだけとの説明があり、原案で総会に諮ることになった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。
(16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化	○第21回会議(2004年11月:H16) ・総会議長、副議長、地域代表国及び地域調整国の任期について整合性を図るため、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は1回とすることが妥当であるという意見が多かった。 ・しかし、それぞれの任期開始時期を合わせるかどうかの検討を要すること及び本件について手続き規程の改定検討を総会から特段付託されていないことから、任期のシミュレーションを含む更なる討議資料を事務局が作成し次回本部会にて検討することとなった。 ・日本からは、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は1回という考え方を支持するとともに、任期年数に上限年数4年をもうけるべきとの発言を行い、今後の検討の方向として上限年数の提案が記録された。 ○第23回会議(2006年4月:H18) ・メンバーの任期は、選出された総会から次回総会までの期間で、再選は1回、最長任期は4年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文については第29回総会に採択を求めることが合意された。 (注)第29回総会にて改訂条文は承認された。
(17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案	○第21回会議(2004年11月:H16) ・内容について検討し、第28回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意された。 (注)第28回総会では一部文句の修正を施し、承認された。
(18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関するCCFAC 方針案	○第21回会議(2004年11月:H16) ・内容について検討し、第28回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意された。 (注)第28回総会で承認された。
(19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き	○第21回会議(2004年11月:H16) ・本規定は現在空文化していることから、受諾及び通告に関する手続き規定を廃止すべきとの意見が出された。 ・しかし、「コーデックス委員会手続きマニュアル」のうち削除・改訂を要する文書、条項が複数存在し、具体的な改訂箇所が不明確だったため、事務局が受諾手続きに関する改訂案を作成し、次会本部会にて検討することとされた。 ○第22回会議(2005年4月:H17) ・「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第28回総会での採択を求めることとなった。 (注)第28回総会にて承認された。
(20) 議長選出に関する手続き規則修正案	○第22回会議(2005年4月:H17) ・内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。 (注)第28回総会にて採択された。
(21) 「暫定」の定義について	○第22回会議(2005年4月:H17) ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 ○第23回会議(2006年4月:H18) ・”暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第29回総会での採択を求めることとなった。 (注)第29回総会にて承認された。